

「集合修習の在り方」に関する論点

1 集合修習の意義・必要性と指導内容

(1) 集合修習の意義・必要性

集合修習を、実務修習の体験を補完して、体系的、汎用的な実務教育を行い、法律実務のスタンダードを指導する課程と位置付けることでよいか

(2) 集合修習の指導内容と期間

集合修習の指導内容として、民事弁護、刑事弁護、検察、民事裁判、刑事裁判の基本5科目を中心とすることでよいか

集合修習の期間は2か月程度とすることでよいか

2 指導方法

集合修習の指導方針は、充実した実務教育、的確な個別指導・成績評価を行うため、クラス担任制とすることでよいか

教育手法は、実際の事件記録に基づいて作成した修習記録を用いて司法修習生が文書を起案し、教官が添削した上で、授業において司法修習生に口頭で説明させたり、討論させたりしながら講評することを中心とすることでよいか

3 各科目の指導目標

各科目の指導目標を，資料 18 の別紙 ないし のように
考えることでよいか

4 各科目の比重と連携の在り方

集合修習の課程においては，民事系カリキュラムと刑事系
カリキュラムの比率を，民事系の方がある程度高くなるよう
にするとともに，民事系，刑事系における各科目間のカリキ
ュラムの融合化，共通化を推し進めることでよいか